

宮崎県在籍型出向等支援協議会 様

日時 ; 2021年6月10日 (木) 10:00-
場所 ; オンライン

在籍型出向についての説明



本日は話をする事

- 1, 産業雇用安定センターの業務内容
- 2, 出向とは
- 3, 出向の事例
- 4, 出向の手続き

1, 産業雇用安定センターの業務内容

産業雇用安定センターは

①厚生労働省の外郭団体です

②1987年（昭和62年）設立です

③企業間の
『出向・移籍の専門機関』
として支援をします

※移籍は再就職を含みます

④出向・移籍の支援はすべて無料
です

事業主の皆様へ

「出向・移籍の専門機関」

企業間の人材マッチングを支援しています。

在籍出向

- 生産量の減少が見込まれ、人員の余剰感がある。
- 生産量の増加に伴い、他社の人材を受け入れたい。
- 人材育成のために他社を経験させたい。

以上のような場合に、出向相手社を斡旋します。

雇用調整

を考えている事業主の方

移籍・退職

- 事業の縮小等により希望退職を募集する。
- 事業所閉鎖等により人員整理をする。
- 生産拠点の縮小統合により離職者が発生する。

以上のような場合に、退職予定者の再就職支援を在職中から実施します。（在職中の登録が必要）

人材採用

を考えている事業主の方へ

人材募集している企業に対して、最適と思われる人材情報を提供し、人材のマッチング支援を行っています。

各種セミナー

をご利用ください。（有料）

人材育成・従業員の活性化等に役立つよう、各種セミナーを実施しています。

お気軽にご連絡ください。

プロフィール等

- 当センターは、経済・産業団体と厚生労働省の協力により、出向・移籍の支援をさせていただく専門機関として発足しました公益財団法人です。
- 全国ネット、47都道府県の事務所でサポートいたします。
- ご相談、情報の提供及び人材紹介等の支援の費用は無料です。
- お預かりした個人情報当センターの個人情報管理基準に基づいて厳重に管理いたします。
- センターの利用時間は9:00～17:00です。
- 土・日曜、祝日は休業です。
- 不明な点をご遠慮なく電話等でお問い合わせください。

公益財団法人 産業雇用安定センター
宮崎事務所

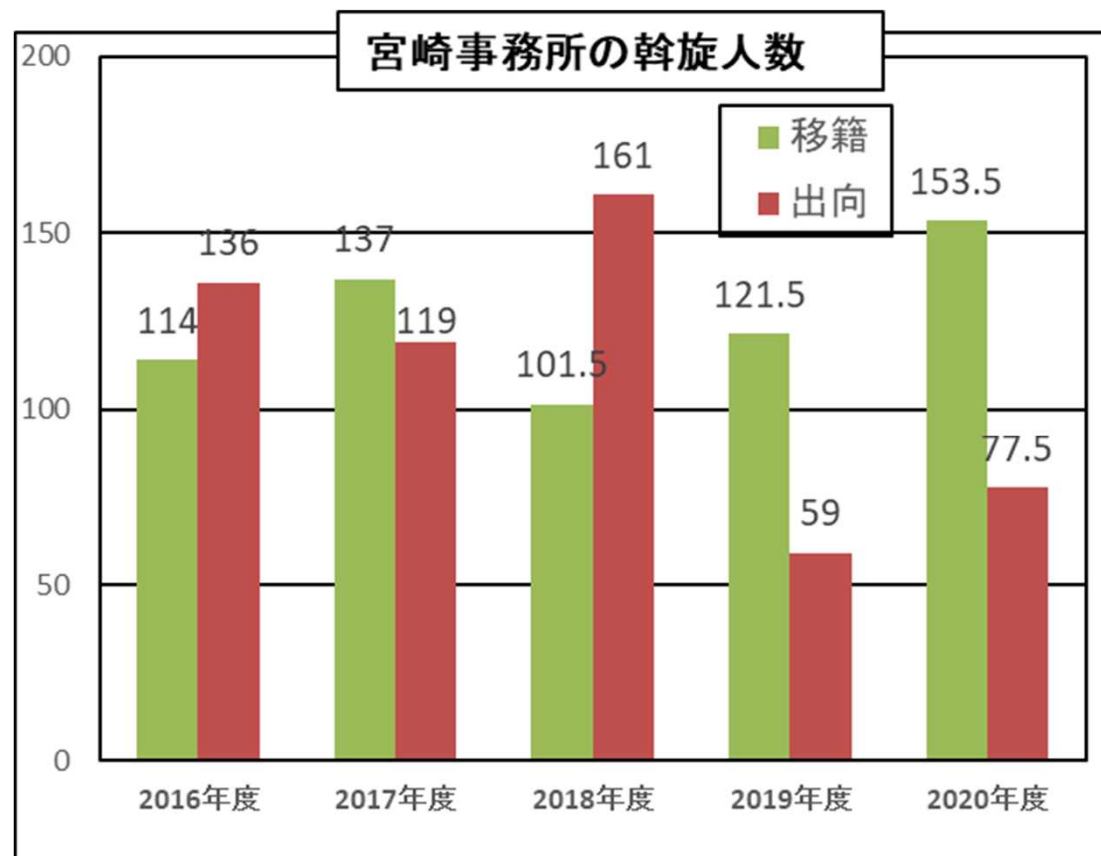
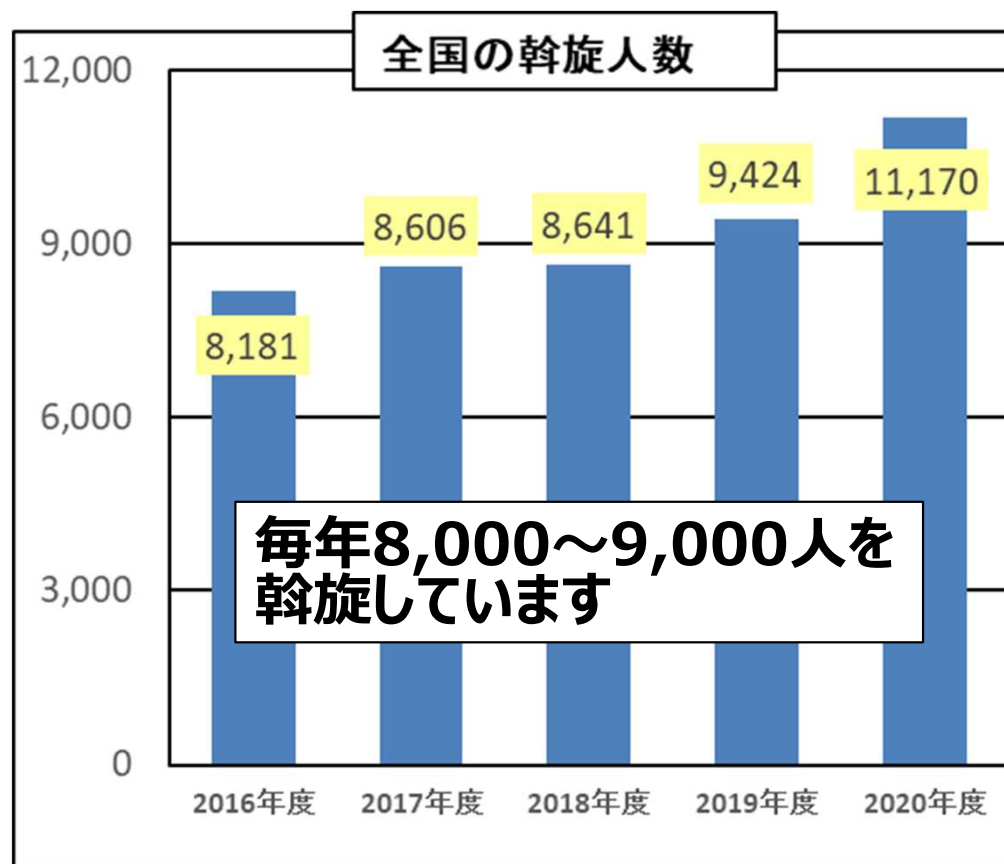
〒880-0812 宮崎市高千穂通1丁目6番35号
住友生命宮崎ビル3階

TEL 0985-38-7210 FAX 0985-38-7758

※駐車場がありませんので、周辺の駐車場または公共交通機関をご利用ください。
●宮崎駅西口から徒歩5分

ホームページ URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

1,-1) 産業雇用安定センターの実績



全国2020年実績 ; 11,170名
出向 ; 8,109名
(前年度比2.5倍)
移籍 ; 3,061

宮崎2020年実績 ; 231名
出向 ; 77.5名
(前年度比1.3倍)
移籍 ; 153.5名

2, 出向とは

- ① 出向は事業主の要請に基づくもので、社員が出向に同意したもの
- ② 出向者は、出向元と雇用契約（籍は出向元）を維持したまま
子会社や関連会社、その他の企業に異動・・・在籍出向
- ③ 出向者は出向先と新たな労働契約関係に基づき就労・・・就業規則など
- ④ 出向者の給与の支払い義務は原則出向元企業
但し、産業雇用安定助成金では7つの類型が設定されている
- ⑤ 出向者の業務上の指揮命令権は出向先の企業が有す
- ⑥ 企業間の異動であることから、企業内での業務内容・勤務場所等の変更
（人事異動）などの配置転換や転勤とは大きく異なる

2.-1) 出向の類型

出向元の事業主の要請に基づき**出向に同意した労働者が出向元と雇用関係を保ちながら、出向先との間において、新たな労働契約関係に基づき、相当期間継続して勤務する形態をいう。**

出向の類型	出向期間後の雇用	出向の狙い
雇用調整型	原則出向元復帰	・雇用調整、その他 要員調整を図る
人材育成・交流型	原則出向元復帰	・従業員の能力開発や人材育成。特に高度人材の育成により企業力の強化を図る ・人材交流を目的とした取組により、企業間の連携強化、人的結びつきの強化、組織の活性化を図る
キャリア・ステップアップ型	原則移籍	・企業人材の多様なキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を後押しする。 ・本人のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、UIターン等を支援する。

2,-2) 出向導入の狙い

出向元企業



出向先企業

(人員に余剰感がある企業)

- ・操業度が下がり、一時的に雇用調整が必要
- ・定年後も見据えたライフステージづくり
- ・他企業での就業経験により従業員の能力、技能向上を図りたい
- ・幹部候補社員を育成したい
- ・従業員のキャリアアップ希望に応えたい

(人材が不足している企業)

- ・事業拡大による労働力の不足
- ・必要なキャリアを保有する人材を即戦力として迎え入れたい
- ・新規事業の企画、開発要員を募集したい
- ・新規分野開拓のために経験者を受け入れたい
- ・技術指導、援助を受け職場のレベルアップを図りたい

2,-3) 出向に係った方々の声（雇用調整型出向）

出向元企業

- 労務費を大幅に削減できた
- 出向者の収入が確保できて良かった
- 出向者が人間的に成長して帰ってきてくれた
- 管理者育成の機会となった
- 出向先で習得した知識、技術が自社の事業拡大に役立った

出向者

- 時間、仕事はきつかったけど、新しい仕事をするのは、案外おもしろかった
- 自分の会社で役に立つものが、色々みつかった
- 機会があったら、また社外出向に行ってみたい

出向先企業

- 必要な人材を直接雇用より低い労務費で活用することが出来た
- 高操業対応に大きく貢献して頂いた
- 期間従業員と比較して、出向元の社名を背負っており、責任感がある。
安全意識が高い、業務の習熟が早い
- 現場から「期間従業員より出向者が欲しい」との意見が多い
- 経営に直結する人材を充足でき、経営基盤の強化が実現できた

2,-4) 産業雇用安定センターによる 出向仲介・斡旋・成立支援の流れ

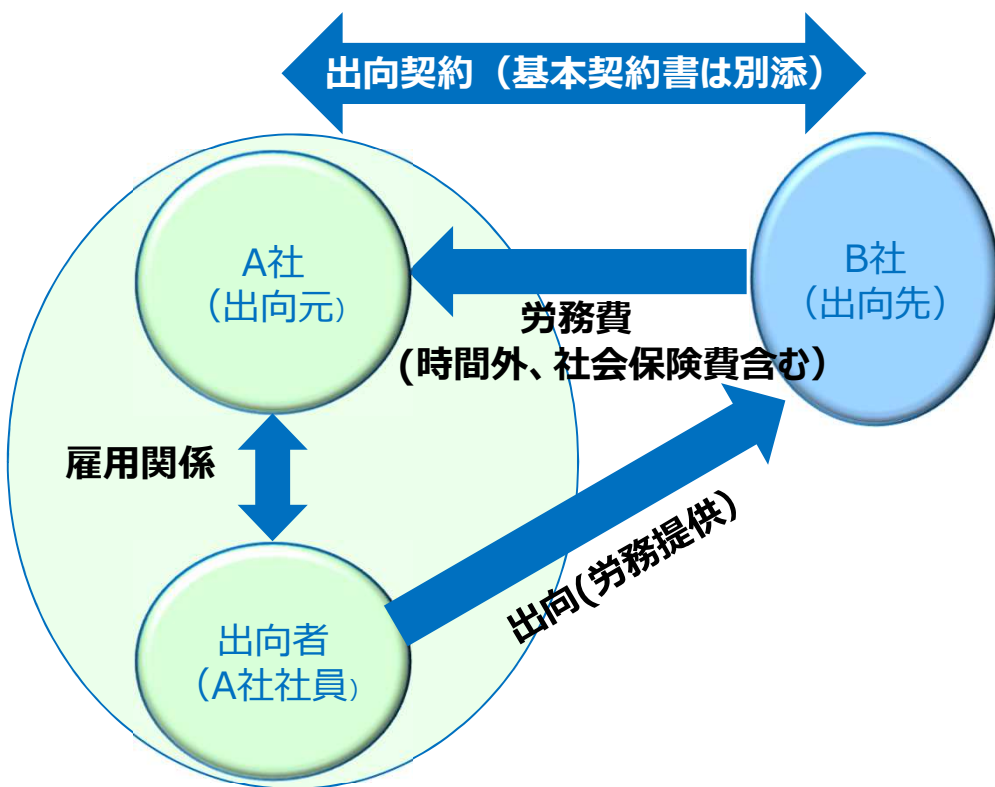
	支援内容
①	<出向元、出向先のニーズの把握> 出向を希望する 事業所のニーズを把握 し、希望する情報を提供するように努める。
②	<出向元（送出）、出向先（受け入れ）の面談> 受入事業所又は送出事業所のいずれかが相手方事業所との面談を希望する場合には、 企業間の話し合いの場を設定する 。
③	<出向先（受け入れ）の見学> 受入事業所、送出事業所双方が関心を示せば、 職場見学 、または住居の移転を伴う場合は、 寮の見学 などを設定することを勧める。
④	<労働条件の協議> 受入事業所側、送出事業所側で労働条件などの詳細を話し合うため、 話し合いの場を設定 する。その際、受入側、送出側とも対等の立場で 話し合いができるよう雰囲気作りにも努める 。
⑤	<出向合意> 企業間の交渉合意、及び契約書などの締結より、 成立 となる。

2.-5) 出向の注意点

- ① 出向に関する法律はありません
- ② 出向元と出向先の契約で出向は成り立ちます
- ③ 出向を『生業（なりわい）』としてはいけません
(出向の形態は職業安定法第44条の『労働者供給』に該当し、事業性（利益）があれば法律上禁止されます)
尚、出向の目的が下記の1)～4)の場合は事業性が無いと判断されます
 - 1) 労働者を離職させるのではなく雇用の機会を確保する
 - 2) 経営指導
 - 3) 能力開発の一環
 - 4) グループ企業内の外の人事交流
- ④ 出向者は出向先の管理下において仕事をします
- ⑤ 出向者に対しての給与は原則出向元より支払われます
- ⑥ 出向元の就業規則などで『出向を命ずることが出来る』と明記が必要です
- ⑦ 原則各種保険は出向元の負担（双方協議）ですが、労災保険料は出向受け入れ側の負担です

2,-6) 一般的な出向のスキーム・イメージ

<一般的な出向のスキーム>



<一般的な出向のイメージ図>

人員に余剰感がある企業

人員に不足感がある企業

(例 1)

A社 (出向元)
この4月～10月は例年操業度が低いので、この期間に若手の企業研修の意味も含めて人材を出したい。

出向
4月～10月契約

B社 (出向先)

大量受注が大手から入り、この4月から操業度がかなり高くなる。募集をかけているが、いい人材がなかなか集まらない。

(例 2)

A社 <出向元>
輸出先の国の経済低迷で1～2年は生産を落とさないといけないが、機械加工が出来る大事な人材なので減らすことは出来ず困っている

出向
1年契約

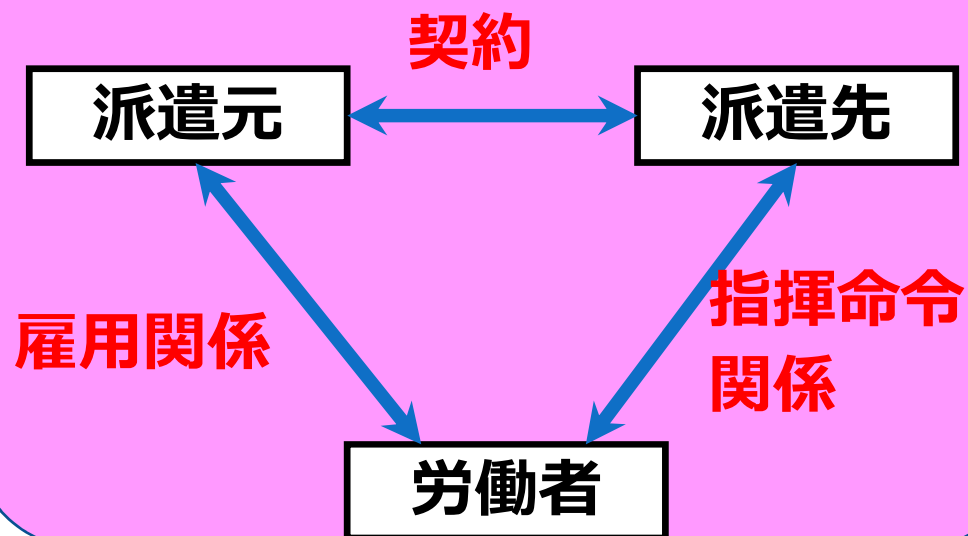
B社 <出向先>

国内景気の回復で、1～2年は生産を上げたいが機械加工ができるような人材が、なかなか見つからない。

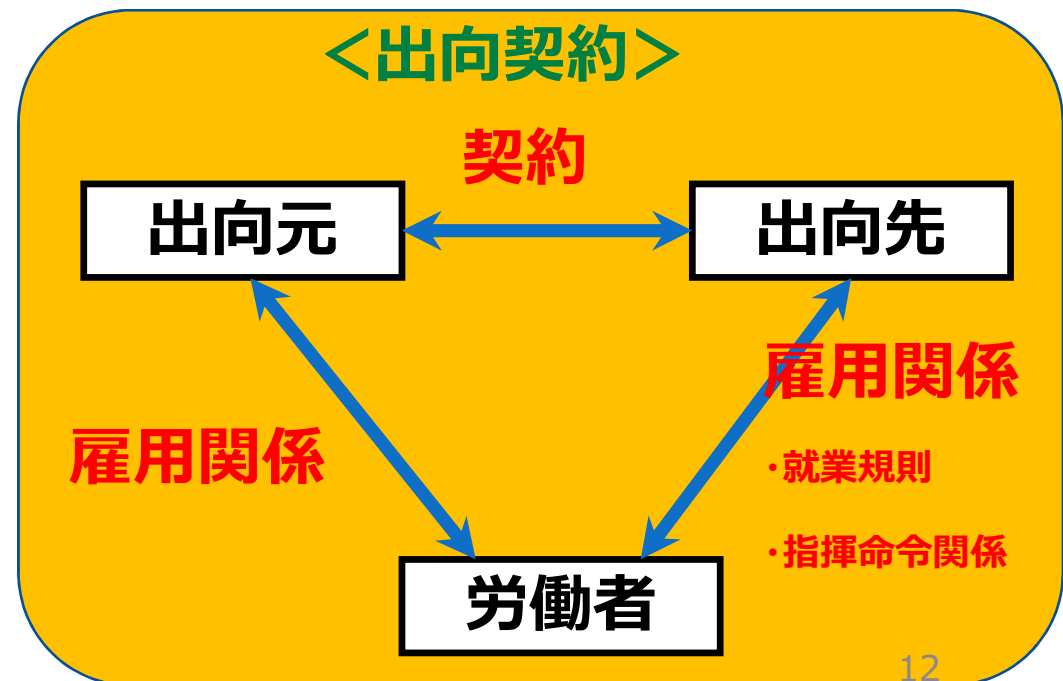
2,-7) 派遣との違い

- ① 出向と派遣は共に出向先・派遣先の指揮命令を受けて働くという意味では類似
- ② 出向は出向元と出向先両者と雇用関係を持つが、派遣は派遣元とのみ雇用関係がある（派遣先と雇用関係は無い）
- ③ 出向の形態は会社間で行われる『労働者供給』にあたる為、事業性（利益を出す）があると法律違反になる

<労働者派遣契約>



<出向契約>



3, 宮崎事務所の出向事例（2018～）

NO	年度	対象企業		業種		地域(県)		出向送出事由	出向人数
		出向元	出向先	出向元	出向先	出向元	出向先		
1	2018	D社	O社	半導体材料製造	半導体製造	宮崎	宮崎	雇用調整	12
2		E社	X社他5社	電気部品製造	部品製造など	宮崎	宮崎	雇用調整	105
3		B社	O社	半導体製造	半導体製造	宮崎	宮崎	雇用調整	2
4		B社	AA社	半導体製造	自動車部品製造	宮崎	宮崎	雇用調整	25
5		J社	N社	農業関連	飲料・食品製造	宮崎	宮崎	季節要因調整	5
6		S社	J社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	8
7		S社	PD社	農業関連	食品製造	宮崎	宮崎	季節要因調整	3
8		YS	M社	林業	林業	沖縄	宮崎	人材育成	1
9	2019	D社	O社	半導体材料製造	半導体製造	宮崎	宮崎	雇用調整	4
10		E社	A社	電気部品製造	半導体材料製造	宮崎	宮崎	雇用調整	21
11		B社	AA社	半導体製造	自動車部品製造	宮崎	宮崎	雇用調整	6
12		J社	N社	農業関連	飲料・食品製造	宮崎	宮崎	季節要因調整	4
13		S社	J社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	15
14		S社	PD社	農業関連	食品製造	宮崎	宮崎	季節要因調整	8
15		aS社	J社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	1
16		AB社	AC社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	1
17	2020	OS社	M社	林業	林業	沖縄	宮崎	人材育成	2.5
18		J社	S社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	4
19		E社	A社	電気部品製造	半導体材料製造	宮崎	宮崎	雇用調整	4
20		S社	P社	農業関連	食品製造	宮崎	宮崎	季節要因調整	5
21		S社	J社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	13
22		S社	AD社	農業関連	造園・土木	宮崎	宮崎	季節要因調整	2
23		aS社	J社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	1
24		S社	aS社	農業関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	3
25		AE社	S社	食品加工関連	農業関連	宮崎	宮崎	季節要因調整	10
26		AF社	AG社	部品製造関連	部品製造関連	宮崎	宮崎	雇用調整	28
27		AJ社	AK社	食品卸売関連	食品加工関連	宮崎	宮崎	雇用調整	1
28		H社	F社	部品製造関連	半導体製造	宮崎	宮崎	雇用調整	2
29	2021	S社	K社	農業関連	施設管理	宮崎	宮崎	季節要因調整	5
30		S社	PD社	農業関連	食品製造	宮崎	宮崎	季節要因調整	7

※雇用調整・・・景気低迷などを受けて雇用対策として余剰人員の出向

※季節要因調整・・・従業員の周年雇用の為に閑散期に余剰人員の出向

3,-1) 宮崎事務所の出向事例-1

事例	事務所、企業		出向者	出向の狙い	出向支援適用に至る経緯など
	送出	受入			
1	宮崎	宮崎	【人数】 28名 【年齢】 22～54歳 【出向期間】 11～12ヶ月 【出向後の取り扱い】 復帰	【送出企業】 ・雇用調整 （部品製造関連） 【受入企業】 ・人材不足解消 （部品製造関連）	・送出企業は<u>コロナ影響にて稼働率が低下したが、人材及び雇用確保の為に余剰人員対策として出向送出を希望。</u> ・受入企業は受注量増加の対応の為に、<u>人材確保をしたいがなかなかできない状態</u>にあった。 ・センターは<u>受入企業に出向受入を打診。</u> 業種は異なるが同じ部品製造業で即戦力と判断し受入を了解された。 ・受入企業からも<u>繁忙期の人手不足対策として歓迎された</u>
2	沖縄	宮崎	【人数】 3名 【年齢】 45～50歳 【出向期間】 1ヶ月 【出向後の取り扱い】 復帰	【送出企業】 ・G術研修による従業員のスキルアップ 【受入企業】 ・人材交流による人材不足解消	・<u>慢性的な人材不足状態にある受入企業</u>から閑散期を利用して応援出向してもらえる送出企業の紹介を依頼されていた。 ・送出企業開拓にあたり、沖縄地区の送出企業を新規訪問。 <u>人材育成型出向の事例などを紹介し従業員のスキルアップと閑散期の人材交流ルート作りを目的とした出向について打診。</u>出向の斡旋依頼を受けた。 ・受入企業に<u>送出企業の意向（植林技術の研修の希望を）</u>伝え、受入企業の了解を得た。

4.) 出向の手続き

- ① 出向契約書
- ② 出向協定書
- ③ 出向通知 兼 同意書
- ④ 出向に関する覚書
- ⑤ 必要であれば機密保持契約書
(出向契約書内での条文でも可)

※尚、『産業雇用安定助成金』を受ける場合はその他に要件があります。

最後に

本日は出向について説明させて頂きましたが、皆様の会社での雇用に関する相談にはいつでも対応させて頂きますのでお声かけ下さい。

- 1)出向の相談
- 2)離職者の再就職の支援
- 3)求人の相談

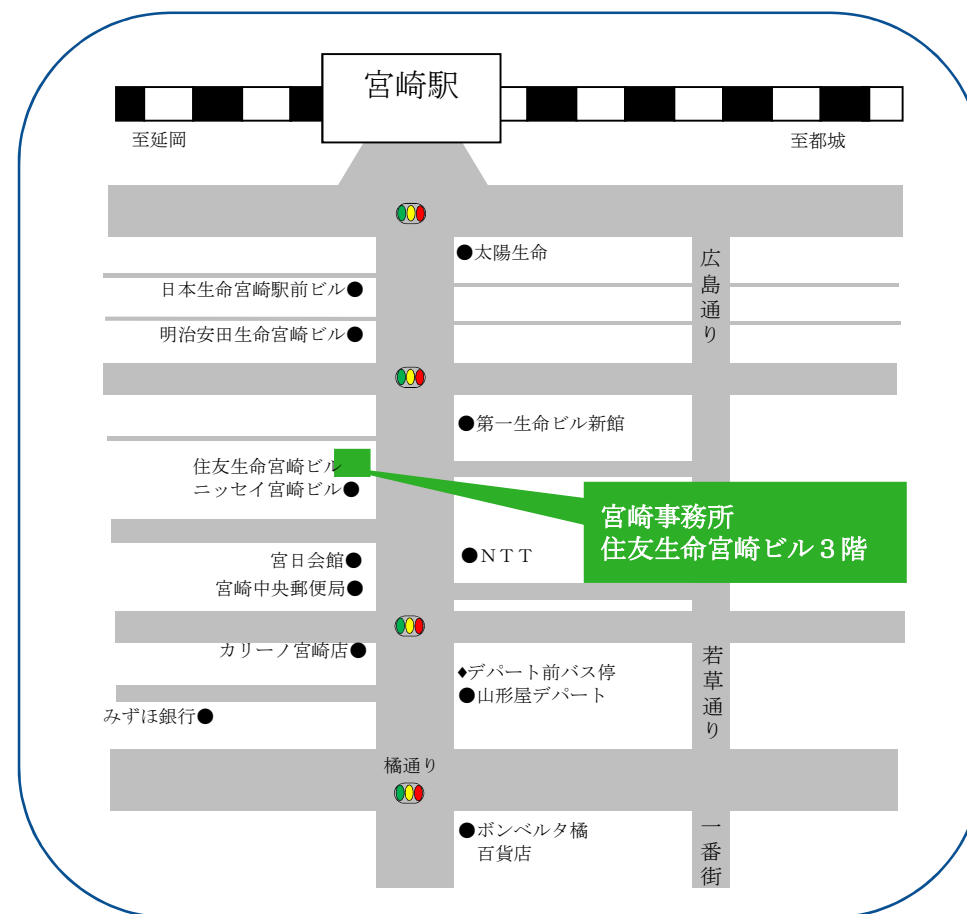
以上でご説明を終わらせて頂きます。
ご清聴ありがとうございました。

公益財団法人産業雇用安定センター 宮崎事務所
TEL0985-38-7210

担当事務所のご案内

公益財団法人
産業雇用安定センター
宮崎事務所

電話番号 0985-38-7210
住所 880-0812
宮崎市高千穂通1-6-35
住友生命宮崎ビル3階



交通アクセス

宮崎駅 西口から徒歩 5 分

※駐車場がありませんので、周辺の駐車場または公共交通機関をご利用ください。